

## スマートプロセス学会 表彰規程

### (目的)

第 1 条 本規程は、一般社団法人スマートプロセス学会（以下、「本学会」という。）の表彰について定める。

### (種類)

第 2 条 本学会は以下の表彰を設ける。

(1) スマートプロセス学会 学会賞

学会賞は、本学会に多大の貢献をしたものに授与する最高の賞である。

(2) スマートプロセス学会 貢献賞

貢献賞は、本学会の運営に対し、顕著な貢献のあった者または企業に授与する。

(3) スマートプロセス学会 業績賞

業績賞は、本学会に関連する研究で顕著な業績のあった者に授与する。

(4) スマートプロセス学会 論文賞

論文賞は、スマートプロセス学会誌に掲載された論文中、前 1 箇年の実績を審査し、学術上又は技術上特に優秀な論文に対し、毎年 1 回授与する。

(5) スマートプロセス学会 Best Review 賞

Best Review 賞は、スマートプロセス学会誌に掲載された解説中、前 1 箇年の実績を審査し、多数の会員の研鑽及び学術、技術の向上、普及に貢献した特に優秀な解説に対し、毎年 1 回授与する。

(6) スマートプロセス学会 技術賞

技術賞は、スマートプロセスに関する技術の進歩及びその応用・普及等に対し顕著な貢献が認められ、その成果がすでに工業化され、産業界で大きな評価が得られた者又はグループに対して授与する。

(7) スマートプロセス学会 学術奨励賞・技術奨励賞

学術奨励賞及び技術奨励賞は、毎年開催されるスマートプロセス学会春秋両総合学術講演会における発表者のうち、特に優れた若手（概ね 3 5 歳以下）研究者若干名に対して毎年 1 回授与する。

(8) スマートプロセス学会 シンポジウム賞

シンポジウム賞は、本学会並びに本学会内の部会・委員会が主催するシンポジウムにおいて発表される論文の中で、学術上、技術上優秀と認められた論文の著者に授与される賞とする。

### (選考)

第 3 条 前条の各賞授与候補者を調査選定するため、各賞毎の審査委員会を組織する。

シンポジウム賞を除く各賞は、会長が審査委員を選任し理事会の承認を得て会長が委嘱する。審査委員会は、委員長 1 名、委員若干名で構成し、授与候補者の可否を決定し、これを理事会に報告しなければならない。

(注) 学会賞、貢献賞および業績賞についての調査、選定については、はスマートプロセス学会の前身である高温学会も対象に含む。

### (内規の制定)

第 4 条 各賞毎に内規を制定することができることとし、総合企画運営委員会が作成し理事会の承認を得るものとする。

(授与)

- 第 5 条 毎年1回通常総会・学術講演会・シンポジウムの席上で表彰を行うものとする。  
ただし、受賞者が学生、院生の場合、当該年度内に表彰することができる。  
各賞を証するものとして、賞状を授与する。

(新設)

- 第 6 条 新たに表彰を設ける場合は、次の項目に従って決定する。  
(1) 本学会の理事が、新たな表彰の意義、設置の必要性等を記した文書を付し、会長に申し出る。  
(2) 会長は、当事項を理事会に附議し、理事会は当該表彰の設置を審議し決定する。

(改廃)

- 第 7 条 本規程の改廃は理事会の決議による。

附 則

- 1 本規程は平成24年12月3日より施行する。
- 1 本規程は平成25年12月9日より施行する。
- 1 本規程は平成26年12月15日より施行する。
- 1 本規程は平成27年 4月15日より施行する。